

下水道ガイド帳



人と水にやさしい須賀川



須賀川市上下水道部下水道施設課
経 営 課

Harmony 水・人・自然

美しい水環境を次世代へ

地球温暖化をはじめとした環境問題は年々深刻さが増す中、豊かな水と緑が育む自然という財産と安全・安心な生活環境を次世代の子供たちに引き継いでいくことが求められています。

現在、市では、「須賀川市第7次総合計画」に基づき、生活排水対策3事業(公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽)を効率的に組み合わせ、より効果的な事業を実施しています。公共下水道事業は、市の中心部を流れる釈迦堂川と須賀川(通称「下の川」)に清流を取り戻し、快適な生活環境を整備するとともに阿武隈川の水質保全を図り「自然と共生した持続可能な循環型社会の形成」に向け汚水処理の促進を図るものです。

平成4年の一部供用開始から、多くの市民の皆さんに快適で自然にやさしい下水道を使用いただいておりますが、さらに多くの市民の皆さんに1日も早く下水道が使用できるよう計画的に整備を進め、水洗化の区域拡大と普及促進に取り組んでまいります。



目次

自然と暮らしをクリーンアップ	2
下水道計画	3
須賀川市公共下水道事業計画図	4
さわやか水洗化	5
受益者負担金*	7
下水道使用料*	9
水洗化工事資金の融資あっせん制度*	10
私道にも下水道を布設します	11
流域下水道	12
有償広告	13

*事務担当は、経営課下水道係となります。

自然とくらしをクリーンアップ

水洗トイレが使えます

私たちの住まいで、し尿をくみ取り式トイレにためて置くということは衛生的でなく、いやなおいがする原因となり、これを解消するのが下水道です。トイレを水洗式にすることによって、し尿は家庭からでる汚水と一緒に運ばれ下水処理場できれいにされます。



衛生的で快適な生活ができます

私たちの家庭や工場などから出た汚れた水が、住宅の周りにたまると、ハエや蚊などが発生し、伝染病の原因にもなります。下水道ができれば、このようなことがなくなり、衛生的で快適な生活ができるようになります。



川や湖沼などが清くよみがえります

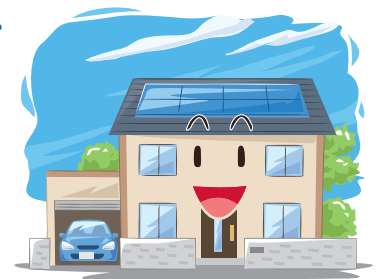
汚れた水が、そのまま川や湖沼などに流れていくと、ホタルや魚が住めなくなります。下水道は、汚れた水を下水管に集めて運び、処理場できれいにするので、川などの水を汚さないことに、大変役立っています。



浄化槽の維持管理が不要となります

下水道に接続すると、これまで定期的に行ってきた水質検査や管理委託がなくなるとともに、浄化槽用ブローの故障などの心配がなくなります。

また浄化槽を撤去すれば宅地が有効に利用できます。



下水道計画

公共下水道事業は、福島県と連携した「阿武隈川流域別下水道整備総合計画」並びに「阿武隈川上流流域下水道事業（県中処理区）計画」に基づき昭和51年から建設事業に着手し、平成4年10月に一部供用開始をしました。

本市の下水道事業は、市街地を中心に整備を図っており、現在の事業計画区域は1,196haになっています。

また、中心市街地から離れた阿武隈川の南東部に位置する大東処理区（小作田と市野関の一部）は、平成25年度に事業計画を策定し、平成26年度から新たに市単独の終末処理場を設けた整備区域57.1haの事業に着手しています。



計画の概要

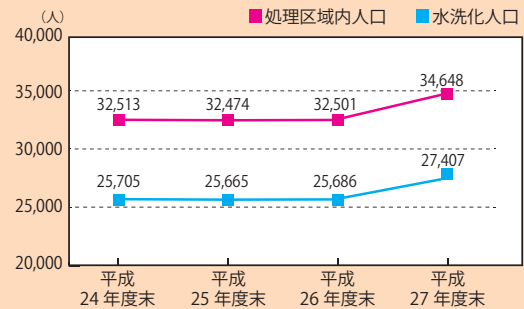


普及状況

普及率及び水洗化率

年度		平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
行政区内人口(人)	A	78,572	78,515	78,299	77,714
処理区内	面積(ha)	857.1	865.5	875.5	884.3
	世帯(戸)	11,636	13,429	13,604	13,845
	人口(人)	B	32,513	32,474	32,501
水洗化	世帯(戸)	9,752	11,414	10,583	12,010
	人口(人)	C	25,705	25,665	25,686
普及率(%)	(B/A)	41.4	41.4	41.5	44.5
水洗化率(%)	(C/B)	79.1	79.0	79.0	79.1

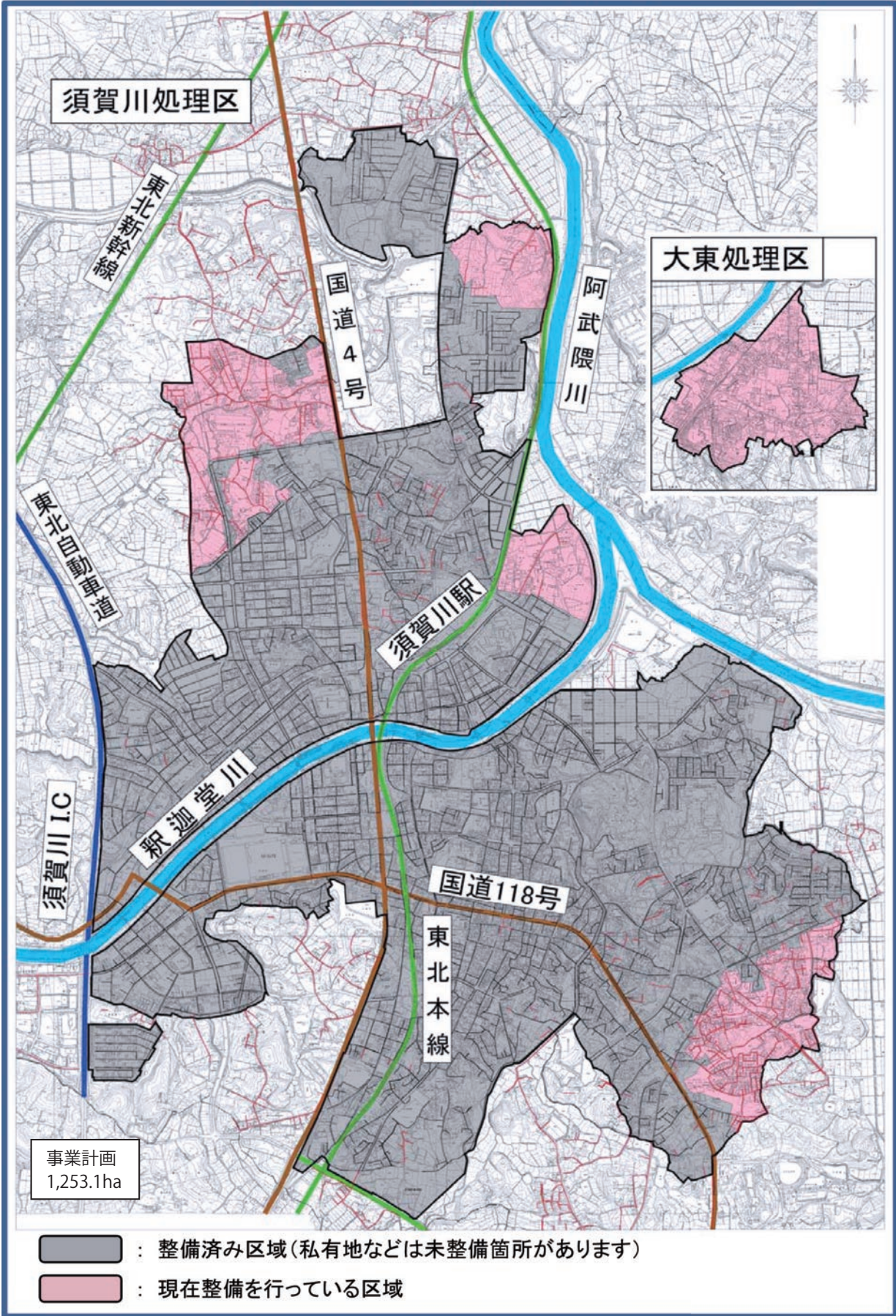
水洗化の推移



水洗化の内訳

区分	年度	これまでの累計	年度末			計	割合
			平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末		
新築		2,728	177	190	165	3,260	39.1
浄化槽より切替		3,829	147	110	84	4,170	50.0
汲取りより切替		867	25	11	11	914	10.9
計		7,424	349	311	260	8,344	100.0

須賀川市公共下水道事業計画図

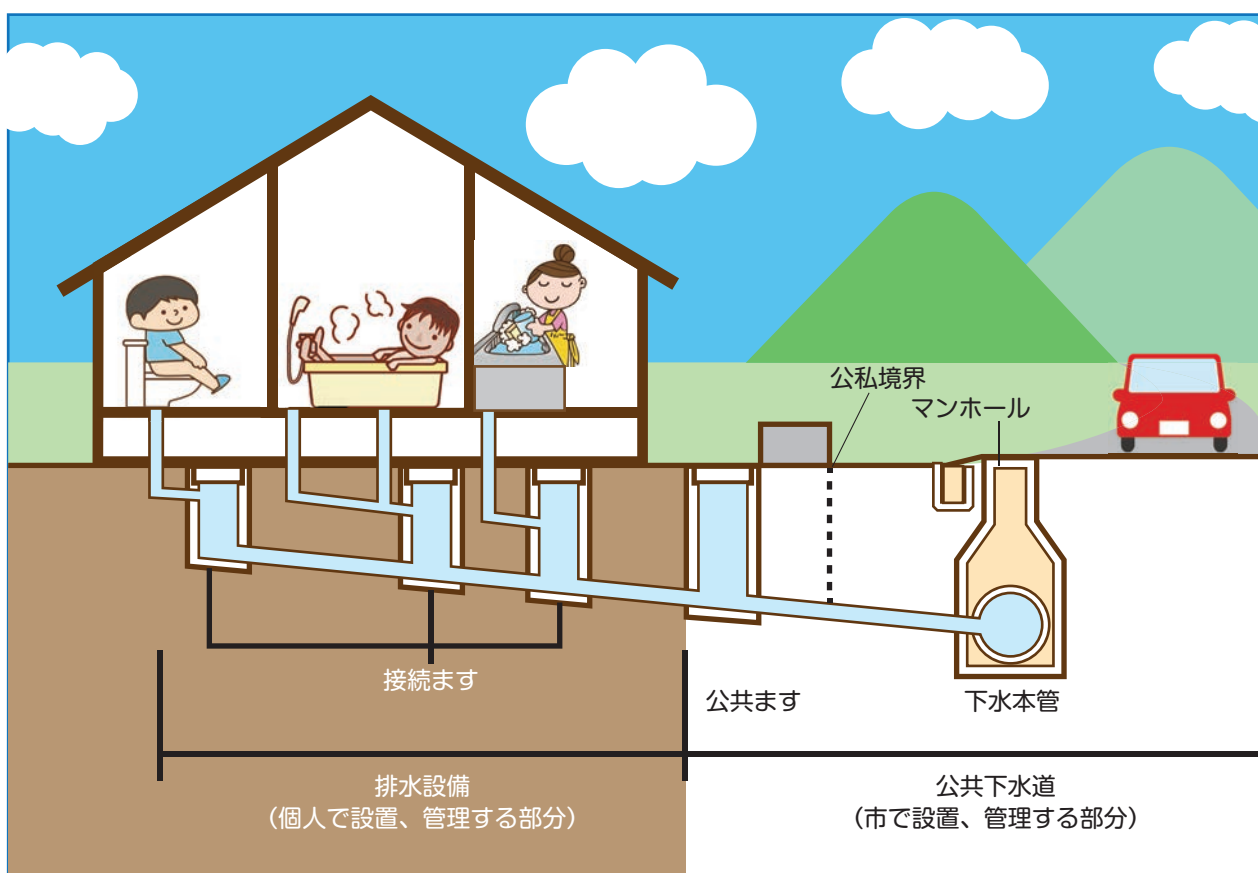


さわやか水洗化

排水設備とは

公共下水道に汚水を流すためには、それぞれの家庭で排水設備の工事をしなければなりません。この排水設備は、宅地内に排水管を布設し、台所や風呂・トイレなどから出る汚水を、公共下水道に流す役割を果たしています。

なお、排水設備の保守・点検などの管理は、個人でしていただくことになります。



下水道とじょうずにつきあうために

公共下水道ができたからといって何でも流していいということではありません。下水道はみんなで使う公共の財産です。もちろんルールがあります。

油類を流さない



油類を流すと下水管が詰まります。油は新聞紙に吸収させるか、処理袋や処理剤を利用してゴミとして捨ててください。

なお、てんぷら油等の植物油は、ディーゼルエンジンの燃料となりますので、リサイクルを併せてお願いします。(市内に回収所有)

生ゴミ



3年
以内



トイレの水洗化は 3年以内に

公共下水道を利用できるようになると、くみ取り便所が設けられている建築物を所有する皆さんは、供用開始の日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければなりません。

また、処理区域となった地域では排水設備を整備しないと、家屋の新築・増築をすることができません。

排水設備工事は 指定業者へ



市では、排水設備工事が適正に行われるよう「排水設備工事指定業者」を定めています。このため、工事は必ず市の指定業者に申込みしてください。

指定業者は、工事に必要な諸々の手続きを皆さんに代わって行います。

工事期間は

排水設備工事は、日常生活に支障のない屋外工事から開始して、最後に水洗便器の取付や便槽の取り壊しなどの内部工事を行います。

実際の工事期間はおおむね7～10日間です。

水洗化工事の計画から完成まで

① トイレの型を決めましょう

便器の型は洋風、和風いろいろあります。ご家庭で一番適したものを選んで決めてください。

② 工事店を決めましょう

工事は『指定業者』以外はできません。

③ 見積書をもらい、 支払い方法を決めましょう

工事店が決まったら、設置場所等の現地調査を依頼し、見積書をもらいましょう。そして、十分に説明を聞いて支払方法を決めてください。

④ 工事の申込み、着工

支払方法などが決まったら、工事店に正式に工事を依頼します。工事店は依頼者に代わって市の下水道施設課へ書類を提出して、工事を開始しますが、書類への署名押印は大切なことですから、内容をよく確認して自分自身できるようにしましょう。

⑤ 工事が完了

工事完了後、施工箇所を市の職員が検査に伺います。その際、使用上の注意等を説明します。

下水道はみんなのものです!! 大切に使いましょう!

ミを流さない

台所から出る野菜くずや残飯などを流すと下水管がつまり事故の原因になります。

トイレに物を流さない



トイレットペーパー以外の紙類やたばこ・ガムなどは水に溶けませんので特に流さないでください。

有機リン洗剤はやめよう



リンは下水処理場でも完全に処理ができないため、川や海の環境を悪化させます。なるべく無リンの洗剤を使用してください。

受益者負担金

快適な生活環境は下水道から



住みよい環境づくりを進めるための下水道施設の設備には、多額の建設費を必要とします。

この建設費は、国や県からの補助金や地方債（借入金）、さらには市民の皆さんからの税金と受益者負担金によってまかなわれています。

建設費の一部になる負担金

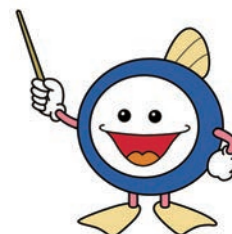
下水道事業は、農業集落排水事業や合併処理浄化槽整備事業との整合を図りながら、事業計画を策定し整備を進めていきます。

このため、下水道を利用できる地域に限られ、下水道の建設費を市税だけでまかなうことは、下水道の恩恵を受けない人たちまで負担をかけることになりません。

そこで、下水道を利用できる方々に、建設費の一部を負担していただき、下水道の整備を進めていこうというのが「受益者負担金」の目的です。

受益者負担金の対象となる土地は

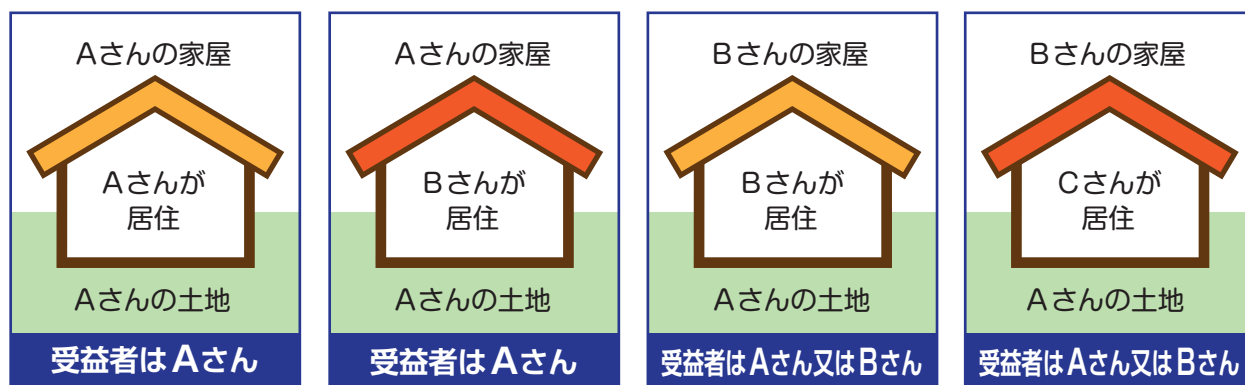
下水道が整備された区域内の宅地、田、畑等の土地がすべて対象となります。なお、土地等の状況により負担金は「徴収猶予（一定期間徴収を猶予すること）や「減額・免除（一律に賦課された負担金を、土地の利用状況及び受益者の負担能力によって減額または免除する）」の制度があります。



納める人（受益者）は

受益者とは、負担金を納めていただく方で、公共下水道が整備された区域内に「土地を所有している方」を言います。地上権、質権、使用貸借、賃貸借による権利（一時使用のために設定された権利は除く。）の目的となっている土地については、それぞれの「権利を有している方」が受益者となります。

ただし、権利者と土地所有者が協議して、土地所有者を受益者とすることができます。



負担金の額は

受益者負担金は、土地の面積に応じて算定されます。負担していただく金額は、1㎡当たり450円です。

なお、その土地に対する負担金の賦課は、一度だけです。

負担金 1㎡当たり 450円

例えば、330㎡(約100坪)の土地を所有している場合は

330㎡ × 450円 = 148,500円

負担金の全額(5年分)を一括して納めると

負担金の全額(5年分)を、初年度第1期の納期限まで一括で納めると、約13%の報奨金が交付されます。(納付する際に、負担金の全額から報奨金額を差し引いた額を納付していただきます。)

ただし、2期以降に、残りの負担金を全額納付しても、報奨金は交付されませんのでご注意ください。

一括納付すると

負担金 報奨金 納付額
148,500円 - 19,740円 = 128,760円

負担金の納付は

受益者負担金は、皆さんが納めやすいように5年に分割し、さらに1年を4回に分けて納めていただきます。(20回分割)

第1期 7月1日～7月31日

第2期 9月1日～9月30日

第3期 11月1日～11月30日

第4期 2月1日～2月末日

20回に分割すると

(負担金 148,500円)

	負担金	第1期 (7月)	第2期 (9月)	第3期 (11月)	第4期 (2月)
1年目	32,500	8,500	8,000	8,000	8,000
2年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000
3年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000
4年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000
5年目	29,000	8,000	7,000	7,000	7,000

申告から納付まで

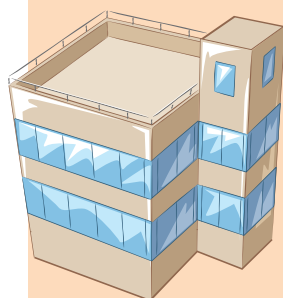
負担金の賦課対象区域の公告

土地所有者に申告用紙を送付

受益者の申告

負担金の決定通知、納付書の送付

負担金の納付



須賀川市役所



受益者

下水道使用料

みなさんの家庭で排水設備工事が完了し、公共下水道が使用できるようになりますと、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。

納めていただいた使用料は、終末処理場の運転経費や下水道管の清掃、修理など、維持管理経費の一部にあてられます。



汚水量の認定は

下水道使用料金は、流した汚水の量に応じて計算されますが、その汚水量は、次のように計算されます。



使用状況	汚水量
水道水	上水道の使用水量
井戸水	一般家庭で1か月当たり 2人まで 10 m ³ 3人目から1人 5 m ³
水道水と井戸水	上水道の使用水量と井戸水の使用水量の1/2を合計した水量

使用料はいくら

下水道使用料(2か月)				記入例 一般家庭で2か月に43m ³ を排出した場合 ①基本使用料 3,124円(20m ³) ②超過使用料金 3,767円50銭 (20m ³ ×162円80銭 +3m ³ ×170円50銭) 下水道使用料 ①+②=6,891円 (1円未満切り捨て) (うち消費税626.5円)
種別	基本使用料金	超過使用料金(1m ³ につき)		
一般	20m ³ まで 3,124円 (うち消費税284円)	21m ³ ~ 40m ³	162円80銭 (うち消費税14円80銭)	
		41m ³ ~ 60m ³	170円50銭 (うち消費税15円50銭)	
		61m ³ ~ 100m ³	178円20銭 (うち消費税16円20銭)	
		101m ³ ~ 200m ³	187円 (うち消費税17円)	
		201m ³ 以上	195円80銭 (うち消費税17円80銭)	
公衆浴場	1m ³ につき	55円 (うち消費税5円)		

便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、皆さんの預金口座から自動的に引き落とされる方法です。お忙しい方、商売をされている方、共働きのご家庭では、大変便利です。ぜひ口座振替をご利用ください。



水洗化工事資金の融資あっせん制度

市では、1日も早く市民の皆さんにトイレの水洗化をしていただくため、下水道接続工事資金の融資あっせん制度を設けています。住宅はもちろんアパート、店舗等もご利用出来ますのでお気軽にご相談ください。ただし、会社の建物は該当になりません。

水洗化への融資を
あっせんしています



あっせんを受ける場合の条件は

- 1 下水道の供用開始日から、3年以内に改造工事を行うこと。
- 2 市税、下水道事業受益者負担金に滞納がないこと。
- 3 市内に居住し、2の要件を備える連帯保証人を1名有すること。

融資の金額は

借入額 60 万円を限度とした
利子を市が負担します。

融資あっせんの申し込み

融資あっせんを希望される方は、工事を依頼する排水設備指定業者にその旨を申し出てください。

市への手続きは、指定業者が皆さんに代わって行います。ただし、申請に必要な書類がありますので準備してください。工事が完了し、

市の検査が済みますと融資が受けられます。市の指定している金融機関で融資を受けてください。



申請に必要な書類

- 1 融資あっせん申請書
 - 2 印鑑証明書
 - 3 市税等納税証明書
 - 4 下水道受益者負担金領収書の写し
- 2～4については、保証人の方の分も必要となります。

貸付金の利子は

無利子 (市が負担します。)

返済方法は

返済額は毎月1万円以上とし、借りた月の翌月から48ヶ月以内の元金均等分割により返済していただきます。

私道にも下水道を布設します



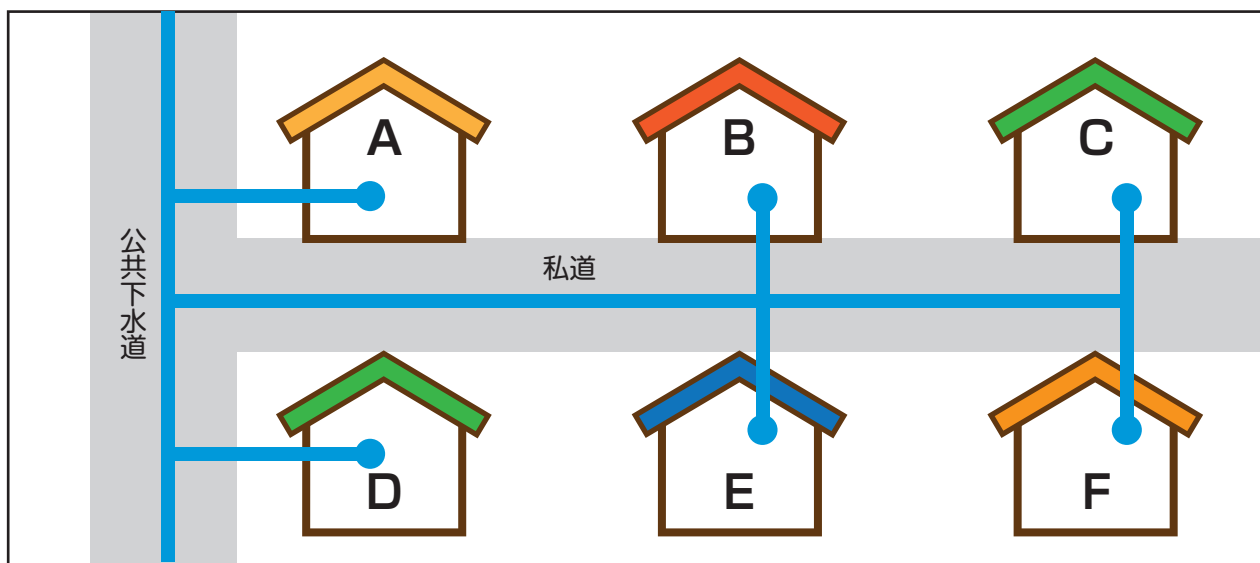
市では水洗化の普及促進を図るため、共有の私道にも市が負担して公共下水道を布設します。

次の要件に該当する方は、下水道施設課へお申し込みください。

布設対象となる要件

- 1 現在、通行に利用されていること。
- 2 私道の一端が、公共下水道の布設されている公道に接続していること。
- 3 私道の幅員が1.5m以上で、その延長が20m以上であること。
- 4 公道に面していない家屋が2戸以上あり、下水道布設工事完了後、半年以内に2戸以上が排水設備工事を行うものであること。
- 5 私道の所有者などが下水道の布設工事を承諾していること。
- 6 下水道の布設希望者と私道の所有権などが、受益者負担金を滞納していないこと。

対象となる家屋はB、C、E、Fです。AとDは前面の公共下水道に接続できるので対象外です。



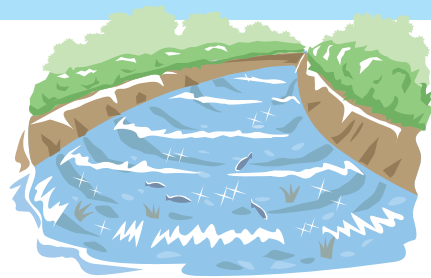
手続き

代表者1人を選び、次の書類を添えて下水道施設課へお申し込みください。

- ①公共下水道布設願書
 - ②私有地使用承諾書
 - ③排水設備工事施工予定者名簿
 - ④私道の位置図
 - ⑤公図の写し
 - ⑥登記簿謄本
 - ⑦土地所有者の印鑑証明書
- ①②③の用紙は下水道施設課にあります。

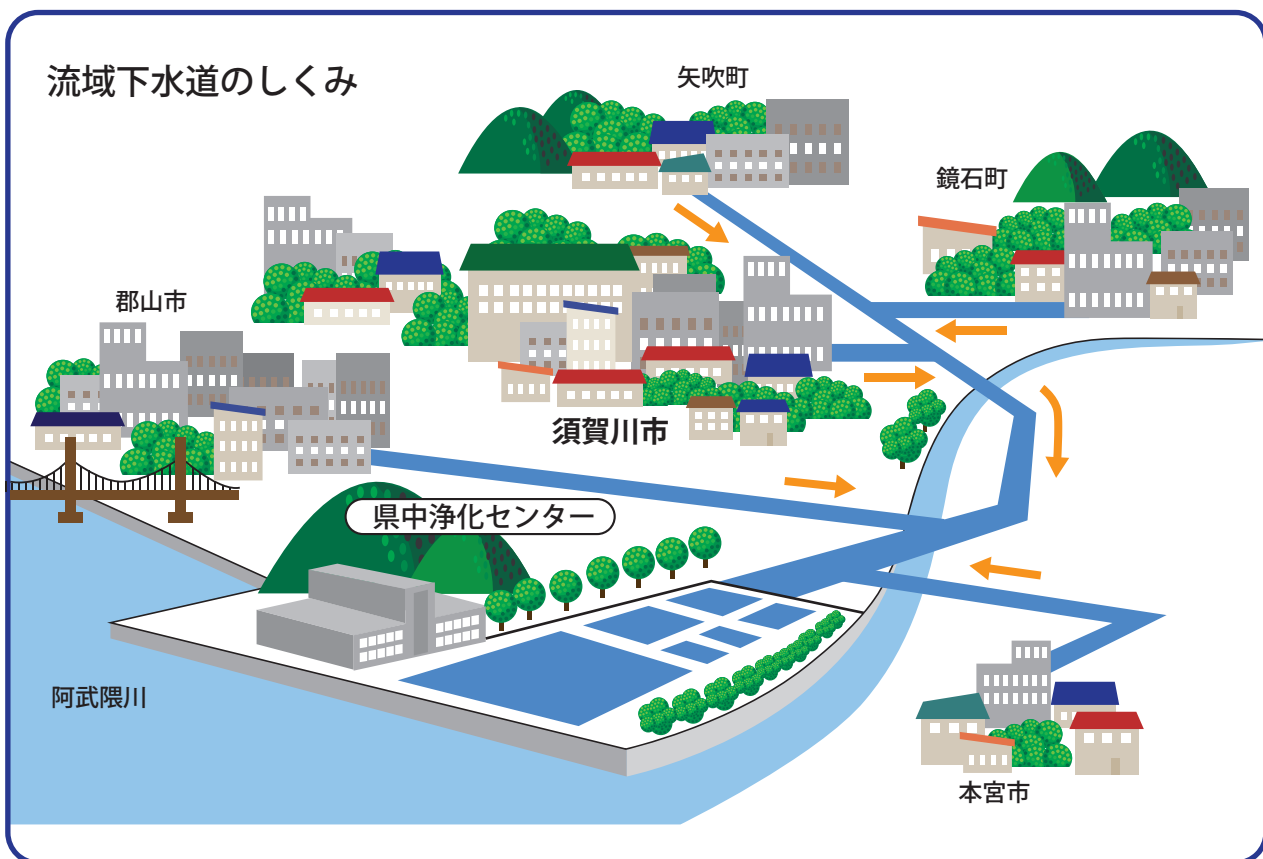


流域下水道



流域下水道とは、川や海を一つの単位として二つ以上の市町村にまたがる地域の汚水を広域的に集めて処理するので、都道府県が設置し、管理する大規模な下水道です。

本市は、福島県が実施している阿武隈川上流流域下水道の県中処理区に含まれています。



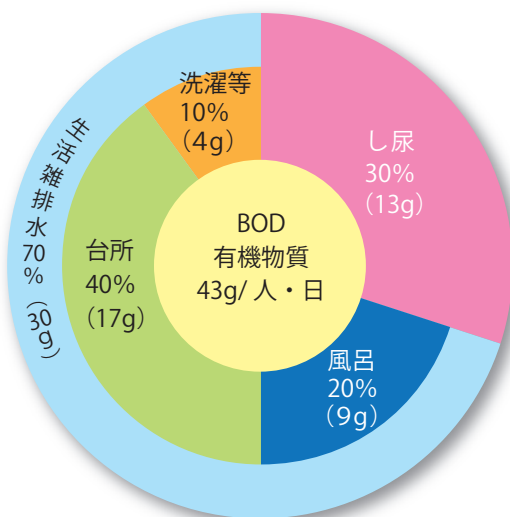
川や湖沼などを きれいにするには



川や湖沼などが汚れるのは、ゴミを捨てたり、汚れた水をそのまま流したりするからです。このため、ぜったいにゴミを捨てない、そしてできるだけ早く下水道をつくるのが大切です。

また、川や湖沼などの汚れの犯人は、約70%が生活雑排水です。右の表を見ると、「川」や「湖沼」などは、トイレだけを水洗化しても、きれいにならないことがよくわかります。

汚れの発生量



下水道排水設備工事指定店

有償広告

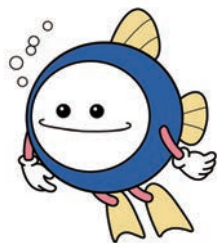
	名 称	代表者	所在地	電話番号
ア	(株)あおい	菊 地 大 介	横山町 42 - 3	75-0407
	(株)アオキ	青 木 勝 直	舘ヶ岡字本郷 53	88-1321
	赤井田造園土木(株)	赤 井 田 貴 之	一里坦 95	76-4171
	(株)赤羽組	赤 羽 隆	長沼字鍛冶町 10	67-2210
	(株)アクアス	小 窪 重 久	愛宕山 114	76-7181
	荒牧建設(株)	荒 牧 幸 雄	越久字舘 47	76-2832
イ	(株)イナダ	味 戸 健	岩渕字前南 145 - 1	62-5012
	(有)岩瀬工業	橋 本 貞 一	梅田字岩瀬 111	65-2948
エ	(有)エース工業	渡 邊 周 蔵	森宿字ウツ口田 41 - 48	72-8569
オ	大塚設備(株)	大 塚 博 文	長祿町 64 - 3	73-2989
	(有)大輪田設備工業	大 輪 田 隆	大袋町 192	76-4628
カ	(有)影山建設工業所	影 山 久 明	仁井田字板屋 219	88-1441
	(有)金澤設備工業	金 澤 康 範	日照田字下屋敷 25	79-3562
	(株)鑑エスアール工業	小 野 寺 美 樹	八幡山 153	76-3535
キ	(株)共設	熊 田 良	滑川字八方久保 87	94-6725
ク	久保設備工業(株)	久 保 利 夫	中宿 263	73-4517
	クボタ環境衛生(株)須賀川支店	小 野 寺 仁	池ノ下町 11 - 3	73-4403
	車田建材	車 田 豊	古屋敷 102	72-0722
	桑名建設(株)	桑 名 幹 夫	滑川字東町 182	76-4310
コ	広洋設備(株)	廣 瀬 洋 子	影沼町 106	76-5370
サ	(有)西東植物園	西 東 一 守	八幡山 215	75-4561
	(株)神原工業	神 原 功 城	守谷舘 16	75-1800
	サクマ設備	佐 久 間 禎	小倉字蓬田 1	79-4418
	(有)笹森設備工業	笹 森 繁	山寺道 1 - 5	76-0163
	(有)佐藤工業須賀川営業所	佐 藤 雄 吉	妙見 142	73-1470
	(株)サニー・クリエーション・プランニング	篠 原 幸 一	梓衝字薊内 10	67-3012
シ	(株)塩田組	塩 田 宗 雄	和田字作ノ内 41	75-1369
	信栄工業(株)	及 川 俊 介	大町 290	94-5255
	シンコーサービス	西 間 木 誠	岩渕字川崎 170 - 16	62-4134
	新道建設(株)	酒 井 達 雄	森宿字海道西 89	75-1144

	名 称	代表者	所在地	電話番号
ス	(有)須賀川環境エンジニア	西 間 木 伸 一	千日堂 126 - 15	73-2610
セ	(有)清野設備須賀川営業所	清 野 喜 明	岩渕字川崎 48	62-3070
	(株)関根興業	関 根 秀 雄	大栗字松林 85	79-2944
	(株)セキネ設備	関 根 修	小作田字殿田 12	79-4204
タ	只野建設(有)	只 野 政 則	岡東町 47	73-2497
ツ	(有)圓谷建設	圓 谷 孝 之	梓衝字新田 32	68-1500
ト	(株)東北エアコン	草 野 修	大袋町 119	76-1952
	(株)東北デバイス工業須賀川営業所	君 島 宏 行	新町 51	76-8477
ニ	(有)西澤工業	西 澤 和 彦	和田字作ノ内 67 - 2	76-2181
ハ	(有)パイプライン	深 谷 健 一	松塚字下城 80	61-9927
	(株)橋本組	橋 本 和 直	加治町 5 - 1	76-5100
	(株)長谷川環境熱学	長 谷 川 孝 蔵	森宿字安積田 177 - 2 7	72-7011
	(有)半沢設備	半 沢 清 吉	今泉字町内 337	65-2481
ヒ	光工業(株)	関 根 章 央	岩渕字岡谷地 40 - 5	62-6591
	(株)東日本配管	小 林 利 之	梓衝字古館 152	68-1020
	(株)ひまわり	佐 藤 博	森宿字道久 19 - 13	75-5133
フ	福陽ガス(株)	吉 田 一 興	桜岡 7	75-6171
マ	松宮(株)	松 宮 秀 泰	八幡町 22 - 1	73-3470
	松本建設工業(株)	松 本 新 太 郎	塚田 151	75-5195
ミ	(有)水橋商会須賀川営業所	橋 本 幸 雄	保土原字古戸屋敷 52	62-4166
ム	ムツミ設備工業	加 藤 昌 睦	岡東町 15	76-5922
ヤ	(有)八幡工業	熊 田 信 行	梅田字鍛冶前 22	65-3208
ヨ	(株)横山建設	横 山 敦	加治町 4 - 5	75-2845
	(株)吉田工務店	吉 田 健 一	森宿字辰根沢 147	75-2575
	(有)吉田総業須賀川営業所	吉 田 孝 行	古館 106 リバーヒルズ 202	73-0304
ワ	(株)渡辺建設	渡 辺 正	岩渕字明神前 141 - 1	62-4771
	(有)渡辺工業	渡 邊 勝 美	岩渕字池下 118 - 6	62-7622

本市は、地域経済の活性化と市の経費削減のため、このパンフレットに須賀川市下水道排水設備工事指定業者の有償広告を掲載しています。

本市が指定するすべての下水道排水設備指定業者をご覧になりたい方は、市のホームページ又は、下水道施設課で配布するパンフレットをご覧ください。





須賀川市上下水道部

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地

◆ 下水道施設課 ◆

管理係 **0248 (88) 9159** 建設係 **0248 (88) 9160**

◆ 経 営 課 ◆

下水道係 **0248 (88) 9158**

ホームページアドレス <http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

このパンフレットは、有償広告掲載料で作成されています。